

# 上田市教育委員会 6月定例会会議録

## 1 日 時

平成25年6月19日(水) 午後2時38分から午後4時00分まで

## 2 場 所

上田市教育委員会(やぐら下庁舎) 2階会議室

## 3 出席者

### 委 員

委 員 長	西田 不折
委員長職務代理者	城下 敦子
委 員	小市 正輝
委 員	山崎 順子
教 育 長	小山 壽一

### 説 明 員

武井教育次長、浪方教育参事、齋藤教育総務課長、倉島学校教育課長、浅野生涯学習課長、小山人権同和教育政策幹、土屋文化振興課長、佐藤スポーツ推進課長、水野丸子地域教育事務所長、柳沢真田地域教育事務所長、児玉武石地域教育事務所長、大塚第二学校給食センター所長、石井上田情報ライブラリー館長、神林中央公民館長、池田城南公民館長

## 1 あいさつ

## 2 協議事項

(1) 上田市立美術館条例制定について(文化振興課)

(2) 上田市立美術館管理規則制定について(文化振興課)

資料1により土屋文化振興課長説明(2件一括議題)

西田委員長

管理運営は補助執行により市長部局が行うとのことだが、管理規則等は教育委員会が定めている。施設管理や人事管理のほか、事故があった場合や運営上の相談なども市長部局が行うということで良いか。

土屋文化振興課長

美術館の運営は本来教育委員会の事務であり条例と規則の制定は教育委員会が行わなければならないが、地方自治法に定める補助執行というしくみにより管理運営は市長部局が行う。

小市委員

常駐するスタッフはどう計画しているのか。

土屋文化振興課長

スタッフの人数としてはホール部門及び美術館部門全体で総勢20人ほどを考えている。美術館部門だけでは5～6人程度である。

小市委員

その美術館部門スタッフには責任者がいて、作品の管理や復元等をしていくという理解でよいか。

土屋文化振興課長

組織のイメージとしては、ホールも美術館も含めた施設全体に対して館長をおき、その下にホール責任者とホール担当をおき、もう一方で美術館責任者と学芸員、教育担当、美術館関係者などをおく。さらに、総務及び経理等の事務部門があるというものである。

西田委員長

美術館の観覧料入場料等についてはどうか。

土屋文化振興課長

観覧料については、常設展を観る場合に300円となっている。ただし、企画展示室で行う特別展等については別に特別観覧料を徴収する。

城下委員

障害者に対する免除はどうか。

土屋文化振興課長

現在、検討中である。例えば、現在の博物館については内規があり、障害者手帳を持つ者には減免措置を適用している。そうした詳細は今後検討していくことになる。

山崎委員

観覧料に関連して、徴収しないときとして条例第8条第1号に教職員の引率する団体とあるが、例えば、地域内の活動で子ども会や育成会が観覧する場合には適用されないのか。それとも、第10条及び規則に規定された特別の理由がある場合は減額又は免除するとして適用してもらえるのか。

土屋文化振興課長

第8条の規定は学校の授業を想定している。そのほかについては、条例第10条の規定のとおりであるが、基準をどうするかは今後検討してまいりたい。

西田委員長

常設展はよいが、特別展に対してはいろいろな申し込みがあると思われる。例えば、展示物に関して「このようなものはお断りします」といった市が選択できる余地についての適用条件はあるか。

土屋文化振興課長

市が主催するもののほかには、例えば個人的な作品を展示したいという場合もあると思うが、貸館的な要素もあるので、基本的に自分でやりたいというものについては使用料を支払えば可能である。ただし、公序良俗に反し、規則にある遵守事項が守られないという場合などには、御遠慮いただくこともあり得る。

西田委員長

危惧するのは、その分野の人たちの中では芸術とされていると主張するような際どいもの、端的には性や暴力や思想の分野であるが、この類を取捨選択できる根拠が条例等に用意されているかということである。

土屋文化振興課長

条例規則の中で、そうしたことをどこまで区別するかといった規定はない。実際には、第6条にある「利用しようとする者は教育委員会の許可を受けなければならない」という規定の中で是非の判断を行っていく。

西田委員長

「芸術である」「表現の自由である」といって、とんでもないものを持ち込まれたときに、それを拒絶できる根拠を持っていなければならない。後にさまざまなケースが出てきた場合に対応するカードを用意したい。表現の自由と芸術性と公共施設である公共性とを絡み合わせた判断基準はむずかしく、条例の定め方や具体的な表現もむずかしいが、よそに例もあると思われるので検討してもらいたい。

小山教育長

基本的に条例は概括的な内容を決めており、細かいことについては内規で定めるのが例であ

る。美術館だけではなく、ホール、スタジオなどすべてに内規を定めることになると思われる。条例を改正するには議会にかけなければならず簡単に変えられるものではないが、内規や管理規則は内部での改正ができるため、そうした特別展に対する許可の基準といった事項などについては規則や内規で対応していくと考えていただきたい。

西田委員長

内規を設けることについての規定はあるか。

土屋文化振興課長

条例第17条及び管理規則第10条にそれぞれ補則があり、そこに定めているとおり、条例又は規則に定める以外に必要な事項は教育委員会が別に定めるとの規定を根拠に内規を定め、対応することになる。

小市委員

寄贈及び寄託についても管理規則に規定があるが、それらの受け入れについても内規などで基準をきちんとしておかなければならない。寄贈されてもきちんとして管理できるか、メンテナンスや空調などの手間もかかるため、何もかも受け入れてしまうことは大変である。

土屋文化振興課長

美術館の収蔵品については、管理面からもハードルが高いので何でも受け入れるということにはならない。美術館は、国宝級美術品等の展示や収蔵ができるレベルの施設であるが、説明や研究管理をする学芸員もそれに対応できる人材でなければならず今後検討していきたい。

西田委員長

スタート地点であるので、後々に苦勞が及ばないようにしておくことが大切である。県内にとどまらず広い範囲での比較と検討をお願いしたい。

城下委員

細かなことは今後定めていくということだが、そこには市民の意見を十分取り込めるようなしくみになっているのか。

土屋文化振興課長

施設全体については文化の薫るまちづくり実行委員会というものがあり、そこで取り上げることになる。美術館についても教育委員会側の準備会で検討している。既に要望などさまざまな意見が聞こえてきている。

西田委員長

市民からも使用する側からも意見があると思うが、巨額な費用を投じるものであり、最大限特色を持った良い施設にして欲しい。

この条例と規則をもって市の施設としての運営が規定されていると理解してよいか。

土屋文化振興課長

この設置条例により、上田市の条例に基づいた公の施設ということになる。

全委員 了承

### 3 報告事項

#### (1) 美術品の寄附受納について(文化振興課)

資料2により土屋文化振興課長説明

全委員 了承

#### (2) 第17回上田城跡能の開催について(文化振興課)

資料3により土屋文化振興課長説明

西田委員長

昨年の入場者数はのべどのくらいか。

土屋文化振興課長

本公演については925人である。

西田委員長

観世会と宝生会の2つの流派が交替で行うのか。

土屋文化振興課長

観世会が2年やったら宝生会が1年というサイクルで実施している。狂言は、特に流派を決めて行ってはいない。

全委員 了承

#### (3) こころのプロジェクト「夢の教室」の開催について(スポーツ推進課)

資料4により佐藤スポーツ推進課長説明

城下委員

夢先生には誰になるのか。

佐藤スポーツ推進課長

現在、日本サッカー協会と折衝中であり、具体的な名前までは決まっていない。

小市委員

前半35分、後半55分というのは、主催者から指定された時間か。せっかくの機会なのでゲームをする前半35分はもっと長くても良い。後半55分の話は小学校5年生にはきついのではないか。

佐藤スポーツ推進課長

時間の割り振りは、主催者である日本サッカー協会から提示されたものである。トーク55分の内容は、先生の話をもとに55分聞くのではなく、子どもたちも参加して夢を語る時間であ

り、全国的にあるいは県内でも実績があるとの説明を受けている。

小市委員

5月に学校に投げかけたとのことだが、5月では学校の年間行事計画がすべて決まってしまう。来年度以降も継続するのであれば、今年度中に投げかけることが良い。また、対象は小学校であるが、範囲を広げることができるのか。

佐藤スポーツ推進課長

今年度は10クラス程度が実施できるくらいの予算規模である。今年度の取組を成功させて、来年度以降に拡大したいと考えている。

城下委員

10クラスで予算はいくらか。

佐藤スポーツ推進課長

予算としては委託料100万円である。

城下委員

夢先生のリストでは有名な方もいるが、誰でも一律ということか。

佐藤スポーツ推進課長

夢先生1人とアシスタント1人で行う。奉仕料は、夢先生が3万円ぐらいでアシスタントが1万5千円ぐらいである。そのほか交通費、宿泊費、事前の打合せの往復の旅費などがかかる。通常、元プロ選手を呼ぶとなるともっとお金がかかるが、日本サッカー協会がひとつの事業として取り組んでいるので金額としては低い額である。

山崎委員

夢先生は学校によって違うのか。

佐藤スポーツ推進課長

例えば4クラスある学校だったら、1人の先生が4クラス全部やるのではなく2人ぐらいで割り振ることになる。先生は決まっていないが、先生のスケジュール等もあり、クラスによって違う先生になると思われる。

山崎委員

夢教室開催後、夢先生が上田の子どもたちを見た感想などについて、学校の先生と懇談するような場はあるのか。子どもたちのこのようなところが素晴らしかった、ここをもう少し伸ばしてあげれば良いといった懇談が次につながるステップとしてあるといい。

佐藤スポーツ推進課長

そこまでの予定はない。

山崎委員

夢教室を開催して終わりではなく、次に活かせる方法があればいいと思う。

佐藤スポーツ推進課長

夢教室の開催に参画して、全体を把握しながら考えていきたい。

小山教育長

映像記録については、断られる場合と撮っても良い場合とがある。映像記録が残れば、校長会で見てもらうこともできるので検討してほしい。

全委員 了承

#### (4) スポーツ関係市長表敬訪問者報告(スポーツ推進課)

資料5により佐藤スポーツ推進課長説明

全委員 了承

#### (5) 行事共催等申請状況について(学校教育課・生涯学習課・文化振興課・スポーツ推進課)

資料6- により倉島学校教育課長説明

全委員 了承

資料6- により浅野生涯学習課長説明

全委員 了承

資料6- により土屋文化振興課長説明

全委員 了承

資料6- により佐藤スポーツ推進課長説明

全委員 了承

#### 4 その他

- ・浅野生涯学習課長より「YAっHOOー」説明

城下委員

低学年の児童も読めるようにルビをふってほしい。

浅野生涯学習課長

なるべくルビをふるように心掛けたい。

- ・神林中央公民館長より短詩型文学祭の説明、公民館だよりの説明

閉会